

## 1. 議事日程

〔平成31年第1回安芸高田市議会3月定例会第23日目〕

平成31年 3月15日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第3  | 議案第2号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例                                       |
| 日程第4  | 議案第3号 安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例  |
| 日程第5  | 議案第4号 安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例                          |
| 日程第6  | 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について   |
| 日程第7  | 議案第6号 新市建設計画の変更について  |
| 日程第8  | 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について  |
| 日程第9  | 議案第8号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例   |
| 日程第10 | 議案第9号 安芸高田市認定こども園設置及び管理条例  |
| 日程第11 | 議案第10号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例  |
| 日程第12 | 議案第14号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例  |
| 日程第13 | 議案第25号 平成31年度安芸高田市一般会計予算   |
| 日程第14 | 議案第26号 平成31年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算   |
| 日程第15 | 議案第27号 平成31年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第16 | 議案第28号 平成31年度安芸高田市介護保険特別会計予算   |
| 日程第17 | 議案第29号 平成31年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算  |
| 日程第18 | 議案第30号 平成31年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算                                    |
| 日程第19 | 議案第31号 平成31年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算   |
| 日程第20 | 議案第32号 平成31年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算  |
| 日程第21 | 議案第33号 平成31年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算                                  |
| 日程第22 | 議案第34号 平成31年度安芸高田市水道事業会計予算   |
| 日程第23 | 議案第35号 工事請負契約の締結について（道の駅（仮称）あきたかた新築工事）                                   |
| 日程第24 | 議案第36号 建設工事委託に関する協定の締結について（安芸高田市特定環境保全公共下水道向原浄化センターの建設工事委託に関する協定（水処理設備）） |
| 日程第25 | 議案第37号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）  |
| 日程第26 | 発議第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書について  |
| 日程第27 | 閉会中の継続審査の件について   |

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 新田和明 | 2番  | 芦田宏治 |
| 3番  | 玉重輝吉 | 4番  | 玉井直子 |
| 5番  | 山根温子 | 6番  | 前重昌敬 |
| 7番  | 石飛慶久 | 8番  | 児玉史則 |
| 9番  | 大下正幸 | 10番 | 山本優  |
| 11番 | 熊高昌三 | 12番 | 穴戸邦夫 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 塚本近  |
| 15番 | 金行哲昭 | 16番 | 青原敏治 |
| 17番 | 水戸眞悟 | 18番 | 先川和幸 |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 新田和明 | 2番 | 芦田宏治 |
|----|------|----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|               |       |               |        |
|---------------|-------|---------------|--------|
| 市長            | 浜田一義  | 副市長           | 竹本峰昭   |
| 教育長           | 永井初男  | 総務部長          | 杉安明彦   |
| 企画振興部長        | 西岡保典  | 市民部長          | 広瀬信之   |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 大田雄司  | 産業振興部長        | 猪掛公詩   |
| 産業振興部特命担当部長   | 青山勝   | 建設部長(兼)公営企業部長 | 蔵城大介   |
| 教育次長          | 土井実貴男 | 消防長           | 山平修    |
| 会計管理者         | 兼村恵   | 八千代支所長        | 佐々木早百合 |
| 美土里支所長        | 寄実正次郎 | 高宮支所長         | 児玉晃    |
| 甲田支所長         | 宮本智雄  | 向原支所長         | 新谷憲三   |
| 総務課長          | 高藤誠   | 財政課長          | 河本圭司   |
| 政策企画課長        | 行森俊荘  |               |        |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 岩崎猛  | 事務局次長 | 森岡雅昭 |
| 総務係長 | 國岡浩祐 | 専門員   | 小島佳宏 |

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
岩崎事務局長。
- 岩崎事務局長 おはようございます。  
諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、提出がありました。  
報告書の写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
次に本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 議会運営委員会から報告をいたします。  
本日の会議の運営につきまして、去る3月12日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告いたします。  
追加案件となる、議案第35号から第37号までの3件、及び発議第1号の取り扱いについて、協議を行い、いずれも提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 先川議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第2号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第3号 安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第4号 安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例  
日程第6 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第6号 新市建設計画の変更について

日程第8 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第2、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第8、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの7件を一括して議題といたします。

本案7件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 それでは、総務企画常任委員会委員長報告を行います。

平成31年2月21日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった7議案につきまして、2月25日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市长及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、現在整備中の「道の駅（仮称）あきたかた」の運営会社設立後の運営体制の確立や計画策定等について、諸準備を行うため、道の駅事業調整員を配置するものであります。

審査の過程において、委員より、「この事業調整員はいつまで設置するのか。また、道の駅ができれば駅長が就任となるが、駅長に移行するのか。」との質疑があり、執行部より、「雇用については、委嘱の日から来年度末までとしている。また、駅長については現在、別途選任をしている状況である。」との答弁がありました。

次に、議案第2号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、新設する「（仮称）甲立地域交流センター」及び、「高宮川根生活改善センター」、「川根地域振興センター」の2施設を追加するとともに、生活改善センター設置及び管理条例を廃止するものであります。また、公共施設の受益者負担の適正化の考え方に基づく利用料金の見直しを行うほか、その他関連条文の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「料金額の上限とあるが、上限額より安くしてもいいということか。」との質疑があり、執行部より、「利用料金の上限額を定めたものであり、この範囲内において利用料金を徴収することは可能である。」との答弁がありました。

次に、議案第3号「安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例」は、高齢者福祉施設整備の財源となる基金を今後、広く市民の健康と福祉の向上施策推進に有効的に活用していくため、地域福祉基金条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号「安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率

の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」は、公共施設の利用料等について、受益者負担の適正化の考え方に基づき、人権会館設置及び管理条例など関係8条例の利用料金に係る規定を改正するものであります。

あわせて、本年10月1日からの消費税率引き上げに伴う改正を行うほか、地区集会所設置及び管理条例の条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「今まで使っていた料金よりどうなるのか。また指定管理料と料金の改定はどう関係するのか。」との質疑があり、執行部より、「料金体系を統一するために改めるものである。時間単位としたことで、高くなっている部分もある。また、料金を改めても減免規定もあるため、指定管理に大きく響くことはないと思っている。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、(仮称)甲立地域交流センターほか、6施設について、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「公募をしてもいいというような施設もあるが、公募についてどのように考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「地域に密着した施設については、地域住民からなる団体に管理してもらうのが最適と考える。一方、民間のアイデアを広く募集し、取り入れることで施設の特性を引き出せることができる施設については、公募を取り入れていくべきかと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第6号「新市建設計画の変更について」は、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律により、合併特例債を活用した事業期間が5年間延長されるものであり、本市の新市建設計画の計画期間についても変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、過疎債を財源として実施する事業については、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業が対象となることから、新年度において新たに過疎債を財源として実施しようとする、田んぼアート公園整備事業を過疎計画に追加するものと、それに関連した字句の訂正を行うものであります。

以上の7議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告いたします。

○先川議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの7件を一括して起立により採決をいたします。  
本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第8号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 安芸高田市認定こども園設置及び管理条例

日程第11 議案第10号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第14号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第9、議案第8号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第12、議案第14号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成31年2月21日付で、本委員会に付託されました議案第8号から第10号、及び議案第14号の4議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のありました4議案につきまして、2月26日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、教育長及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第8号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、平成30年度からスタートした国保の県単位化について、県全体の激変緩和措置が終了し、準統一保険料となる6年後に向け、県からの指示数値を勘案した上で、急激な国保税の上昇にならないよう、市独自の軽減措置により、税率の改定を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「国保財政調整基金の状況は、今後どのようなになるのか。法定外繰り入れの懸念はないか。」との質疑があり、執行部より、「基金がなくなることはない試算してよい。以前は市町の医療費水準が高くなれば、国保税が高額になる場合もあり、一般

財源を繰り入れたこともあるが、こういったリスクをなくすという考えのもとに県単位化が行われている。」との答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市認定こども園設置及び管理条例」、及び議案第10号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」は、関連しておりましたので、一括して審査いたしました。

議案第9号は、平成31年度から、みどりの森保育所、ふなさ保育園、くるはら保育園を保育所型認定こども園へ移行することに伴い、設置及び管理条例を制定するものであります。

議案第10号は、小田東保育所、甲立保育所、小原保育所を民設民営で移管することに伴い、閉園すること、及び、みどりの森保育所、ふなさ保育園、くるはら保育園の保育所型認定こども園の移行に伴い、第2条関係の別表から削除するとともに、第6条に規定する保育時間、第7条に規定する休業日を規定で定めることにより、削除するものであります。

審査の過程において、委員より、「保育所型の認定こども園に移行するが、給食費の負担はどのようになるか。」との質疑があり、執行部より、「市内の公立保育所、幼稚園でバランスを取って考えており、これまでと同様に、保育所が無料で幼稚園は実費徴収を考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第14号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、来原小学校と船佐小学校が平成32年4月1日に統合することで合意形成ができたため、名称を安芸高田市立高宮小学校に変更し、位置を統合校とする船佐小学校の住所である安芸高田市高宮町佐々部915番地1とするものであります。

審査の過程において、委員より、「条例の施行が平成32年4月1日からとなっており、1年間の猶予がある。その間に協議を重ねた結果、川根小学校が高宮小学校に統合となることはありうるか。」との質疑があり、執行部より、「全くないとは言えない。」との答弁がありました。

以上の4議案につきまして、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第8号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第14号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第13 議案第25号 平成31年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成31年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成31年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成31年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成31年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成31年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成31年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成31年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第21 議案第33号 平成31年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第22 議案第34号 平成31年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第13、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第22、議案第34号「平成31年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの10件を一括して議題といたします。

本案10件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 平成31年2月21日付で本委員会に付託されました、議案第25号から議案第34号までの10議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました10議案につきまして、3月7日、8日、11日の3日間、予算決算常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

平成31年度予算のポイントは、昨年7月の豪雨災害からの復興のほか、重要課題である人口減を克服するための子育て支援の充実、学校教育の充実、地域での仕事づくりが主要施策に位置づけられた予算計上がなされており、人口の社会増を目指す取り組みが進められます。

厳しい財政運営が続く中、普通交付税が合併算定替から一本算定に移行されるほか、災害復興に対しては、財政調整基金を取り崩して財源を充当されております。

予算規模は、一般会計が212億3,600万円で、前年度と比べて、4億4,600万円、率にして2.1%増となりました。8つの特別会計は、全体で106億6,229万7,000円となり、前年度と比べ9億5,936万2,000円、9.9%の増で、水道事業会計は、第3条予算、第4条予算の合計で15億7,882万



3,000円、前年度と比べて5.4%の増となりました。10会計の総額は、334億7,712万円となっており、前年度と比べ14億8,595万7,000円、4.6%の増でありました。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりであります。

まず、一般会計では、全体の説明におきまして、委員より、「市の財政運営が非常に厳しい中で、新たな重点施策を進めるには、既存の事業の縮小や見直し、選択と集中がこれまで以上に必要と思う。」との意見があり、執行部より、「行財政改革に重点を置き、事業の選択と集中を行い、発展的な事業を取り組む仕組みを捻出したい。職員一丸で行財政計画を進める。」との答弁がありました。

総務部の審査におきまして、委員より、「光ネットワーク設備貸付収入を前年度より2,600万円減額した要因は。」との質疑があり、執行部より、「あじさいネットに係るセンター設備等の機器保守を相殺したため減額している。」との答弁がありました。

また、委員より、「お太助フォンから市のホームページが閲覧できるようになるのか。」との質疑があり、執行部より、「来年度は、お太助フォンを市のホームページにつなげ、災害時の災害専用ページをお太助フォンで見ることができるよう準備を進めたい。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきましては、委員より、「新社会人つながりづくり事業は、非常に評価できるが、参加者同士で給料を比べるデメリットがある。会社を辞めて別の会社に行くことも考えられるため、その点の徹底を研究材料としていただきたい。」との質疑があり、執行部より、「デメリットについては何社か確認したが、横につながりができ、得られるメリットのほうが大きいとの意見をいただいた。個々の対応については、事業を進める中で各企業の皆さんと相談して決めたい。」との答弁がありました。

市民部の審査におきましては、委員より、「市民総ガイド構想で翻訳機器のタブレット端末を導入されるが、市民に向けた取り組みはできないか。」との質疑があり、執行部より、「市民に向けた取り組みではあるが、まずは職員研修を行い、職員に外国人との言葉の壁を少しでも低くすることを認識させた上で、市民への啓発を行いたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「30年度に高宮人権会館が改修され、31年度には甲田人権会館の改修費が計上されている。公共施設の統廃合が議論される中、将来的に4館ある人権会館を1館にする構想はないか。」との質疑があり、執行部より、「すぐにとはならないが、地域の事情を踏まえながら、今後どうあるべきかについて慎重に議論したい。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より、「甲田町の3保育園の統合により、経済的効果は。」との質疑があり、執行部より、「公立保育

所3園の運営総額は、概算で2億6,000万円程度であるが、いづみ園の運営費は、1億5,000万円程度と見込まれる。統合により、保育士の人材確保ができるようになり、美土里・高宮の3保育所が、保育所型認定こども園に移行できたほか、地域子育て支援センターの実施やこども発達支援センターの充実など、子育てサービス面での効果が大きい。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「情報教育推進基盤整備事業で、パソコン教室や教職員のパソコンの入れかえ、電子黒板の設置に係る計画の詳細は。」との質疑があり、執行部より、「パソコン教室のパソコン約460台をデスクトップ型からタブレット型に変更し、教職員用パソコン約330台を入れかえる。電子黒板は、既に小学校に約60台、モデル校の向原中学校に4台を導入しているため、中学校の普通教室に21台を設置する計画である。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より、「田んぼアート公園整備事業に係る民間との関係、市の取り組み体制の進捗状況は。」との質疑があり、執行部より、「民間団体等の協議において、法人化に向けた定款等の整備や、法人登記が進められている。庁舎内では、プロジェクト会議チームを立ち上げ、関係部局で連携をとっている。3月中旬には実行委員会を開催するほか、市内の福祉施設と連携した事業展開も考えているところである。」との答弁がありました。

また、委員より、「事業の計画や運営が不安定な状況下で、土地の取得等に大きな予算をつけることに不安があるが、今の時期に必要なか。」との質疑があり、執行部より、「箱物施設の建設を1年先送りすることで、既に一定の理解をいただいていると認識している。用地の買収費、造成費の予算については、御理解をいただきたい。」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、委員より、「現在、JR芸備線が不通になっており、利用を促進するために、芸備線利用者の市営駐車場使用料を廃止する考えはないか。」との質疑があり、執行部より、「芸備線の利用促進を目的に、甲立駅、向原駅の近隣に駐車場を設けるパークアンドライド事業を進めてきた経緯があり、民間の駐車場経営があることを考慮し、有料としてきたが、芸備線の利用促進に向けた考えの一つとして検討をさせていただく。」との答弁がありました。

次に、特別会計では、水道事業会計予算の審査の中で、委員より、「インフラ整備に係る予算に、将来的な不安はないか。」との質疑があり、執行部より、「水道管は、市内に540km余りある。耐用年数を超えたものを全て更新できればよいが、資金の融通がきく範囲内で進めるため、まずはふぐあいが生じる箇所を更新から考えている。」との答弁がありました。

各会計の質疑の後、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」に対し、委員より、修正案が提出されました。

内容は、田んぼアート公園整備事業予算の公園用地造成に係る費用を減額するもので、経営主体が当初と異なる方向になりつつあることや、施設整備後に赤字が生じた場合、将来的な財政負担を危惧する。また、鑑賞期間が4カ月であることから、来場者の想定が非常に難しく、初期投資を抑え、来場者数の増加に合わせて柔軟に投資を計画していくべき、との趣旨でありました。

討論において、修正案については、委員より、「市の財政を圧迫する施設になってはならないため、実証実験により、将来的に必ず成功する見通しが立った上で、実行することが望ましい。」との賛成討論や、「31年度は試験的に取り組むことを踏まえて事業を進める、と言われながら、用地買収されることは時期尚早である。」との賛成討論がありました。

また、原案については、「これまで特別委員会で調査し、予算等を賛成してきた経緯がある。新たな観光資源として安芸高田市の魅力を感じていただくためには、これらの予算措置は必要。」との賛成討論や、「田んぼアート公園整備事業について、市民の多様な意見があることは十分承知しているが、特別委員会で綿密かつ緊急的に調査を継続することによって、事業推進を図るべきと考え賛成をする。」との賛成討論がありました。

このほかにも、両案の賛成討論がありましたが、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」の採決においては、修正案は否決となり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他、議案第26号から議案第34号までの9議案については、討論がなく、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより本案10件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより、本案10件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する反対討論の発言を許します。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 予算決算常任委員長の報告のとおり、先の委員会で田んぼアート公園整備事業の公有財産購入費、設計造成工事の合計1億3,900万円の減額修正を提案しましたが否決となりました。

ほかの事業には賛成の立場ですが、この田んぼアート公園整備事業に

おける初期投資は、やはり今後に見送るべきとの考えであり、平成31年度一般会計当初予算に反対の立場から討論いたします。

田んぼアート事業は、これまで特別委員会で審議してきましたが、その過程で明らかになった課題は、一つ目として当初は民間の事業者が経営主体で進めるとの方向でしたが、残念ながら行政が経営主体となって進める方向になりつつあり、当初案とは違ってきた形になってきたこと。二つ目は、整備に係る財源のうち、3,000万円は民間からの寄附、いわゆる企業版ふるさと納税を充てるということになっていますが、現時点では、その金額が確定できていないため、不足の場合は財政負担がさらにふえること。三つ目は、施設整備後のランニングコストにおいても、赤字が生じた場合は、市が補填するという答弁がありましたが、財政が逼迫する今後を考えますと、財政をさらに圧迫することが懸念されること。

これら、現状の課題が解決されていない中では、市民への皆さんへの説明責任が果たせないことと思いますし、特に田んぼアートは4カ月の間しか鑑賞できないため、来場者の想定が非常に難しいところにあります。また、来場者の人数がある程度見込めないと、出店の参加も難しくなってくるものと思います。

まずは初期投資を控え、借地で田んぼアートを実際に行い、集客状態である需要をしっかりと把握し、後年度負担をある程度明確にすることが、優先事項であると思いますし、その間にしっかりとした運営体制を構築し、民間からの寄附を集めるといったリスクコントロールを考えた進め方が必要だろうと思います。

また、このたび変更された過疎地域自立促進計画により、平成30年度以降も活用できることから、来客数の増加に合わせ、投資を行っていく柔軟性を持った事業の展開が必要と思います。

また、一方で市長は常々、体力があるうちにと言われておりますが、体力が何を指すかは不明ですが、少しでも財政的に余力があるのなら、昨年7月の豪雨災害の復旧こそが重要で、一般質問でも申し上げましたが、耕作地や水路に入った土砂の撤去、頭首工の崩壊への対応等を急ぎ、1日でも早い農業への復旧、復興に予算を振り向けることこそ、平成31年度の優先事項と考え、反対討論といたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 まず、私は平成31年度当初予算の原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

この31年度予算については、第一に災害復興・復旧の予算と位置づけております。喫緊の課題である災害復旧は、安芸高田市にとって、最大の願いでもあります。そういう意味から、まずこの予算については賛成いたします。

第2点目に、人口減対策について、それぞれ予算が教育についても、

福祉、高齢者福祉も全て、そういう意味で、私は最大の事業である人口減対策の多面にわたって、ほとんど全てにわたって予算化されているということで、この予算については私は賛成の立場を意思表示しておきたいと思います。

以上です。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

今定例会で田んぼアート公園整備事業についての予算がついております。この予算について考えるに、今回児玉議員の一般質問の中において、市長が人口減対策をやっていく必要性について述べられました。その答弁の中で、体力のあるうちに活性化していかないと、足し算を真面目にやっても、6年たったならこの町はなくなるという計算なんです。だから、人口減対策をやっていく。町の存続をかけた、おっしゃっております。

私はこの発言に、6年たったならこの町はなくなるという、そういう計算なんですという言葉に大変な衝撃を受けております。今まで執行部から聞いたことのない表現ですし、そんな数字、期限をあげての説明は聞いたことがありません。大変なことを市長はおっしゃいました。市長は今の上では6年先がないから、町の存続をかけて、道の駅や田んぼアートで人口減対策をと有利な過疎債と寄附を使い、体力があるうちに活性化をと考えていらっしゃるのだと思います。

しかし、体力があるうちに活性化しなければとつくったものが、子や孫の世代には、その維持管理が大変大きな負担となることのないように、6年先までも、その先までも安芸高田市を存続させていくために、今しっかりと計画の中で事業を動かしていかなければならないと考えます。

私は、吉田地域には公園整備も必要と考えますが、田んぼアート公園整備事業として、鑑賞期間の短い田んぼアートをもってくるのであれば、しっかりとした運営体制のもと、初期投資を抑えた慎重な事業展開が必要と考え、今回の当初予算に反対をいたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 私は賛成の立場で発言いたします。

今、同僚議員から、反対討論等もあったんですが、先ほど、つい今さっき、議案第7号において、過疎地域自立促進計画の変更、その変更内容は課題である周遊滞在型観光地として、潜在的な魅力を高めるため、道の駅整備事業として、観光拠点を整備し、加えて徒歩圏内に里山の魅力を感じる田んぼアート公園整備事業を実施し、相乗効果と地場農産物販売等への派生効果につなげていくというのを、今全員一致で可決したところであります。

反対するんであれば、なぜ議案第7号で反対がなかったのか。今認めただけです。私はそこらをしっかり申し添えて、あとは議会の心配事でありますように、委員長報告にありましたように、今後の運営団体との経営のあり方は、今後我々議会と市長もしっかり議論を重ねていくということで、このたびは展望台を踏まえて、議会側に歩み寄っていただいております。その方面に関しては、今後今から議会と議論があるかとは思いますが、今回の整備に関しては、先ほどの議案第7号に基づき、私は認めるべきと考え、賛成討論といたします。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 私は、先般の予算決算常任委員会では、修正案のほうに賛成いたしました。しかしながら、否決をされ、この予算のほうは委員会では賛成の立場に立たせていただきました。しかしながら、その後いろんな状況を見、そしてきょうの討論も聞きながら、私も田んぼアート特別委員会の委員長という立場もありますので、その審議の状況を改めて確認をし、そういった立場からすると、もう少しこれはやはり慎重にやるべきじゃないかというふうな、予算から本日までの間に、いろいろ熟慮をしてみました。

今も賛成討論の中で、過疎地域関係の条例は通したというふうにおっしゃいました。田んぼアート事業に反対をしようという意見の中で、田んぼアート事業そのもの全てを否定したという意見は、全くありません。その中で、昨年の補正予算の執行を留保したということも含めて、この3月定例会でその補正予算留保を一応ボーリング調査部分は減額をするという形になりました。

そういったことで、慎重に取り決めをするという方向になりつつあるという状況の中で、私も一定の評価をしながら、その原案という形の予算というのを認めてもいいのかなという気になっておりましたが、やはりここは市民の皆さんにしっかりこの事業に対するジャッジをどのようにしたかというのをわかりやすくするためにも、この本会議場で賛否をしっかりと表明すべきだというふうなことに至りました。

よって、この本会議で反対をするという立場に立たせていただきます。

重ねて申し上げますが、田んぼアート事業そのものに反対するというものではありません。この31年度にしっかり予算の内容を執行する中身を特別委員会のほうでチェックするという立場にありますので、その上で、建物を建てるというのを32年度にもっていきました。本当にそこまで順調にいけるかどうかというのは、まだまだ不安定な部分があります。それをしっかり見ないと、建物を建てる用地買収をして、その土地を買収して造成するという流れをつくと建物ありきのところに結びついていくということで、熟慮を重ねていただき、その運営、いろんなものが安定的にできるという見通しを特別委員会等に示していただく中で、しっかりと後ほど予算計上してできるというふうと考えております。

そのことは、先ほど児玉委員のほうから修正予算の中身についておっしゃいましたので、全くそのとおりだと私は思っていますので、あえてここで反対をさせていただきます。

以上です。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番 新田和明君。

○新田議員 先ほど同僚議員からもありましたが、平成31年度安芸高田市一般会計予算、賛成の立場から一言申し上げます。

私は観光客、観光消費額ともに、近隣市町に負けない、安芸高田市については増加傾向にあります。県のホームページでも、一般客、日帰りから自家用車への動きの中では、安芸高田市は先行しております。また、スポーツ、その他、祭り行事、また温泉に来られる方が増加傾向にあると。それに今回、田んぼアートと、また道の駅ということであれば、かなりふえるというにぎわいを必ず創出できるということで、私は賛成の立場で一言申し上げました。

以上です。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 賛成の立場から討論を行わせていただきたいと思います。

先ほど来から、今回の一般会計におきます予算の討論ということでございます。

私も同僚議員からありましたように、ことしの一般会計の、まず目的の中身、これは災害からの復興ということに、まずもって視点がございまして、ここをなくして、この会計の予算を否決するということはどうなのかということで、まずもってはここを災害の第一を考えてやらないといけません。私もそういった観点から賛成ということを思います。

また、今回人口減対策で、市長さんも言うておられます子育て支援の充実、学校教育の充実、地域の仕事づくり、こうしたもろもろの中身の内容を今回審査をさせていただきましたことも含めまして、今ここに出てきた問題ではございません。これも、人口減対策の中で、過去ずっと経緯がございまして、これまでに至っているということも含めて、私たち議員は判断をしないといけないのではないかと思います。

今回の予算規模、ございますように、一般会計では212億3,600万円、対前年度比で2.1%増でございます。この中身は、確かに災害復興等が重点的におかれとるわけでございます。そうしたことをまずもって私たち議員は考えて、その立場をあえて、やはり市民に対して向けていけないのではないかと思います。

あと、特別会計等もございしますが、やはり目先のことだけではなく、

やはり今おかれている立場の方々のことを考えると、早い復興、これをまず第一にやっていただきたい。まずそこが、まずもってお願いしたいと思います。

あと、問題になっております田んぼアート公園、この辺も市の執行部におきましては、特別委員会もこれまで4回開催をさせていただきました。先ほど、委員長のほうからもありましたように、この中ではいろいろな形で、今までもない保留といった他の市町の議会でもこういった形がどうなんだろうかということもありました。しかし、それをあえてこの市長のほうが言われたということは、そこまで真剣にやっておられるということで、私は理解します。

それを受けて、市の執行部が、スケジュールも変更してこられました。その中で1年を延ばすということを含めて、今回に至るとという状況も踏まえて、私たちも確認させていただかないといけないと思います。

あと、今回の特に中身、造成工事等の費用が入ってるという話でございましたが、確かにそういったものがないと、今試験作付を行うにしても、肥料とかそういった準備をする方々の車両とかとめる場所等、この辺を考えると、なかなか難しい。確かに借用でもいいじゃないかといった形もありますが、そうしたこれからのことを考えると、今の時点でやはり準備はしておかないといけないと私は考えます。

そうした面からも、今回の一般会計、大変財政的には厳しい中ではございますが、そうしたことも受け、私は賛成の立場として討論を行わせていただきます。

以上です。

○先川議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

9番 大下正幸君。

○大下議員 私も賛成討論として、一言言いたいと思います。

発起人さんのこの計画、すばらしいものがあると思います。ただ田んぼアートの事業を進める中で、順番が少し違っているのではないかというふうに思います。また、集客内容も曖昧であり、土地購入をするのも本当に今の時期なんかと。また、市民の皆さんの多くの意見、反対が多々あるということを知っていただきたいというふうに思います。あくまでも、我々も市民に返していかんやけん立場でございます。だから、その本当に市民の多くの皆さんが反対の意見があるということを重ねて認識していただいて、一般会計予算に賛成する討論とさせていただきます。

○先川議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長



の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続いて、このほかの議案について討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号「平成31年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第34号「平成31年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第35号 工事請負契約の締結について(道の駅(仮称)あきたかた新築工事)

○先川議長 日程第23、議案第35号「工事請負契約の締結について(道の駅(仮称)あきたかた新築工事)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

議員の皆様方には、御多用のところ御参集いただきありがとうございます。

本日、追加議案として、3議案を提出させていただきます。

どうかよろしく審議をお願いいたします。

議案第35号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、道の駅(仮称)あきたかた新築工事を砂原・和田工事共同企業体と6億4,022万4,000円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 蔵城大介君。

○蔵城建設部長兼公営企業部長 それでは、議案第35号「工事請負契約の締結について」議案書に合わせてお配りしております、説明資料に基づきまして、要点の御説明を申し上げます。

説明資料の裏面をお願いいたします。

まず工事の目的でございますが、道の駅（仮称）あきたかたの新築及び増改築工事を行うものでございます。

次に、工期についてでございますが、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。工事着手日については、工事着手日選択型契約方式を採用し、請負予定業者から平成31年4月1日を工事着手日とする通知書が提出されたことによるものです。

次に、入札の経過でございますが、契約の方法は事後審査型一般競争入札で、2月4日公告後の入札日、開札日、落札決定日、仮契約日につきましては、記載のとおりでございます。

次に、本工事の工事内容でございますが、新築の情報発信棟は、鉄骨造2階建て、建築面積428.11㎡、延べ床面積547.19㎡。レストラン棟は鉄骨造平家、建築面積685.17㎡、延べ床面積664.66㎡。増改築の産直棟は、鉄骨造2階建て、建築面積1,127.64㎡、延べ床面積1,249.52㎡の建築工事を行うものでございます。

次に、議案をお願いいたします。

議案第35号「工事請負契約の締結について」でございます。

契約の目的は、道の駅（仮称）あきたかた新築工事、契約の方法は事後審査型一般競争入札、契約の金額が6億4,022万4,000円、契約の相手方が砂原・和田工事共同企業体でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

この契約内容にどうかというつもりはありませんが、一度不調になったということも含めて、今回いろんな見直しを行って、この状況まで来たということで、執行部の皆さん非常に御苦労さんでございました。

そこで、工期も含めて、材料等の調達も非常に厳しいというふうなことがありましたが、そういったことも全て、今回の入札でクリアできるという見通しで、当然落札をされたんだと思いますが、そういった確認を含めて、された上での入札経過であったかということを確認したいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

建設部長 蔵城大介君。

○蔵城建設部長兼公営企業部長

御指摘の工期でございますが、来年3月31日を予定としております。

議員さん御指摘のとおり、主要材料の調達に時間が要しております。これは鉄骨に関係しますハイテンションボルト等が時間を要しとるわけでございますが、業者が落札してから、工期について協議を行っております。

今回の工事の中で、産直市棟は改築工事が主でございます。当初10月からの産直市の改修工事を予定しておりましたが、そこを少し前倒ししてできるだけ改修工事のほうから早くやっていくということで、3月31

日には終わっていくという見込みであります。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第35号「工事請負契約の締結について（道の駅（仮称）あきたかた新築工事）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第36号 建設工事委託に関する協定の締結について（安芸高田市特定環境保全公共下水道向原浄化センターの建設工事委託に関する協定（水処理設備））

○先川議長 日程第24、議案第36号「建設工事委託に関する協定の締結について（安芸高田市特定環境保全公共下水道向原浄化センターの建設工事委託に関する協定（水処理設備））」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第36号「建設工事委託に関する協定の締結について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市特定環境保全公共下水道向原浄化センターの建設工事委託に関する協定（水処理設備）を日本下水道事業団と3億6,250万円で工事委託契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
建設部長 蔵城大介君。

○蔵城建設部長（兼）公営企業部長 それでは、議案第36号「建設工事委託に関する協定の締結について」議案書に合わせてお配りしております説明資料に基づきまして、要点の御説明を申し上げます。

説明資料をお開きください。

まず、1の事業の目的でございますが、平成6年4月に下水処理を開始した向原浄化センターは、供用開始後20年以上が経過し、施設の老朽が進んでいるため、国の承認を得て、平成29年度から耐震長寿命化対策工事に着手をしています。

今回の協定は、本年2月に国の大型補正を受けて、事業を前倒しし、実施するもので、今回の工事から処理の主要部分となります水処理設備関係の工事となり、立体的な施工が必要なため、債務負担行為による来年度の事業費と合わせて、日本下水道事業団へ工事委託するものでございます。

次に、2の日本下水道事業団と協定締結する理由でございますが、日本下水道事業団は地方公共団体からの出資等により、設立された団体で、下水道の整備の推進という国の政策目的を達成するために設立され、技術力に乏しい地方公共団体の委託要請に基づいて、終末処理の建設並びに更新を工事の発注から施工管理まで行うことが主な業務の一つです。このため、地方自治法施行令167条第1項第2号の性質、または目的が競争入札に適さないものに該当するため、随意契約としております。

次に、3の向原浄化センターの概要でございますが、処理能力は1日最大980立方メートルで、平成30年4月1日現在の加入者は1,817人で加入率は93.6%となっています。

次に、4の工事委託料と財源についてでございますが、この予算につきましては、平成29年度当初予算におきまして、債務負担行為により平成29年度から32年度の4年間で8億円の債務負担行為をいただいております。このうち、今回の協定金額は3億6,250万円でございます。その財源内訳は、国費が1億9,937万5,000円。下水道債が9,750万円。過疎債が5,250万円。一般財源が1,312万5,000円でございます。

5の工期は、議決をいただいた日の翌日から、平成32年3月31日までとしております。

次に、6の協定の経過と今後のスケジュールでございますが、委託要請を平成31年2月28日に行い、受託回答が3月4日、仮協定を3月7日付で締結しております。今後は、議決をいただきました後、日本下水道事業団から工事の入札公告を行い、工事発注していくこととなります。

次に、7の今回の協定における工事内容でございますが、資料の裏面をお願いいたします。向原浄化センターの配置図でございますが、今回の工事から下水処理の主要部分となります接触曝気槽、最終沈殿池などの工事となり、黒枠で囲った箇所の機械設備工事が主な内容でございます。

2系列あります水槽内の機械設備を1系列ごとに更新工事をしていくこととなります。

次に、議案をお願いいたします。

議案第36号「建設工事委託に関する協定の締結について」でございま

す。

契約の目的は、安芸高田市特定環境保全公共下水道向原浄化センターの建設工事委託に関する協定（水処理設備）、契約の方法は随意契約、契約の金額が3億6,250万円。契約の相手方が日本下水道事業団でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号「建設工事委託に関する協定の締結について（安芸高田市特定環境保全公共下水道向原浄化センターの建設工事委託に関する協定（水処理設備）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第37号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

○先川議長

日程第25、議案第37号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第37号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の繰越明許費に生活路線確保対策事業330万円を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長

それでは、議案第37号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の要点の御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費補正でございます。本案は、生活路線確保対策事業の路線バス式敷三次線待合所設置工事につきまして、当初予定をしておりました工期内の資材、具体的に申しますと、待合室となるボックスシェルターと言いますが、そのものの入手が困難となりまして、年度内の適正な工期を確保することができないため、繰越手続を行い、適正な工期を確保いたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

内容については理解できましたが、適切な工期というふうに最後締めくくられましたが、一体いつの工期になるのか。見通しはいかがでしょうか。

○先川議長

答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長

この工事につきましては、1月21日に落札決定をいたしまして、当初の工期を1月22日から3月29日としておりました。先ほど申しました理由によりまして、資材の入手が困難となりましたので、現在では5月末を予定をいたしておるところでございます。

以上です。

○先川議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

5月ということの工期をお伺いしましたが、これ1年近くいろいろ課題であったものが、ここまですれ込んだということなんで、やはり早く取り組むということで、こういったこともなかったんじゃないかということがありますので、5月の工期をしっかりと守りながら、あるいは地域の皆さんにそういった理由も含めてしっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○先川議長

答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長

当然、地元の部分の理解を得ながら進行したいと思っております。

以上です。

○先川議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 発議第1号 日米地位協定の見直しを求める意見書について

○先川議長 日程第26、発議第1号「日米地位協定の見直しを求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

5番 山根温子さん。

○山根議員 発議第1号「日米地位協定の見直しを求める意見書について」提案理由を申し上げます。

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、128施設、約980平方キロメートルの米軍基地があります。米軍基地を有する地域においては、軍人、軍属による事件、事故の発生、演習に伴う騒音、振動や自然環境の破壊、有害廃棄物の処理など、さまざまな問題が生じております。

特に、米軍専用施設が全国の面積の約70%を占める沖縄県においては、ことし2月に米軍飛行場の移設をめぐる県民投票が行われたところです。沖縄県はこのような米軍基地の負担について、平成27年に米軍基地負担の軽減について検討する場の設定を、全国知事会議に提案し、全国知事会は平成28年に米軍基地負担に関する研究会を設置されました。この研究会は沖縄県を初めとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地などの所在の有無にかかわらず、広く理解し、共通認識を深めることを目的とし、2年間にわたる調査と研究に取り組みされました。そして、全国知事会では、この研究会の調査結果をもとに、平成30年7月27日に米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択されました。全国知事会がまとめられた提言は、日米地位協定を抜本的に見直すことであり、航空法や環境法令などの国内法を原則として、米軍にも適用させることなどを求めるものであります。

日本と同じように、大規模な米軍駐留があるドイツ、イタリアでは、米軍機の事故をきっかけにした国民世論を背景に、地位協定の改定や、新協定締結がなされ、国内法の米軍への適用強化や大幅な規制強化が実現しております。

しかしながら、日米地位協定は1960年に締結されて以来、一度も改定されておらず、国内法は原則不適用であり、日本には訓練や演習に関する規制、権限がありません。日本と同様に、米国と地位協定を結ぶイタ

リアやドイツの実例を踏まえても課題があると言わざるを得ません。

よって、国会及び政府においては、全国知事会からの提言を実行し、日米地位協定の抜本的な見直しに取り組むよう、強く求め、意見書を提出するものであります。

議員の皆様のご理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 山本優君。

○山本議員 日米地位協定の見直しを求める意見書案とあります。これについては、私も趣旨については賛同いたしますが、まず1点、今提案された意見書案ですが、ここに書かれとる文章と字句が違う部分が随分あるので、やっぱり意見書にしたら、それはここに出していただいた文書どおりに説明していただければと思います。

それから、2点目、これ提出先が記載されておられません。どこに提出されるのか、それも説明を求めます。

それから、下から9段目か以降ですが、これは安芸高田市議会が国か県か意見書を出すわけですが、この9段目以降の文章は、他国とか、他市町のことでございますので、この文章は私はカットしたらどうかと提案いたします。

以上です。

○先川議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

山根温子さん。

○山根議員 提案理由については、意見書とはまた中身は、全く同じ意見書案を読んでいるわけではございません。また、詳しくさらに状況を説明させていただいたところでございます。

そして、提出先については、事務局のほうには出していたと思うんですけども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣、沖縄及び北方対策の大臣様に議長、及び大臣の方々に出すように、提出先は出しているつもりでございます。後ほど、また事務局のほうも確認をしていただけたらと思います。

さらには、同じように第2次世界大戦の敗戦国であるドイツ、イタリアについては、これは全国知事会のこの研究会に向けて、沖縄県が独自に、沖縄県として、ドイツ、イタリアに行って、しっかりと調査されたものを全国知事会のほうに報告された中で、出てきたものでございますので、全国知事会の中で一緒に研究されているものとして、こちらの意見書のほうにも挙げさせていただきました。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

10番 山本優君。

○山本議員 説明はわかりましたけれども、このタイトルが意見書ですから、案とあるわけですから、この読まれるんだったら、内容説明じゃなくて、こ



の意見書の説明ですから、字句とか、違うような読み方は違うんじゃないかと。ですから、この意見書案で皆さんに了解得られたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今山本議員からもいろいろあったんですが、それは別とおきまして、これは我が日本国民として、非常に大事なことでございます。文章のあれはございますが、これはぜひ全国知事会でもそういう提言をされとるんですから、我が市も積極的にこういうものは出していく必要があると思いますので、意見書は必要だとは思いますが。

(「議長、暫時休憩」との声あり)

○先川議長 暫時、休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 会議を再開いたします。

宛先につきましては、今から事務局長に説明をさせます。

そして、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めますと言っておりますので、議案の再朗読はいたしません。

以上でございます。

岩崎事務局長。

○岩崎事務局長 失礼いたします。

先ほどの提出先でございますが、事務局では先ほどありましたように、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣宛というふうに確認をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

可決の際には、こちらのほうへ提出をさせていただきます。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号「日米地位協定の見直しを求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先 川 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 閉会中の継続審査の件について

○先 川 議 長 日程第27「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先 川 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成31年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員